

大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア整備・運営事業者選定にかかる
公募型プロポーザルによる審査結果について

1 案件名称

大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア整備・運営事業

2 選定した事業予定者

RETOWN・類設計室・OneOsaka リバークルーズ事業共同体

3 公募期間

期間：令和5年5月17日～令和5年8月25日（土・日・祝日除く）

時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

4 学識経験者等の意見を聴取する選定会議による審査の結果

（1）選定委員名簿（敬称略）（五十音順）

委員氏名	役職等
谷口 睦	大阪産業創造館経営相談室 中小企業診断士
橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特別教授
福岡 智彦	田上法律事務所 弁護士

（2）選定会議の開催日 令和5年9月4日

（3）選定基準

審査項目		審査の視点	配点
基本方針 （事業コ ンセプト）	基本的な 考え方	・事業の趣旨及び基本方針（事業コンセプト）に即し、にぎわいづくりや交流促進、河川敷の機能向上につながるような提案となっているか。 ・堤防裏のり面では、地域住民や観光客が利用できる交流施設や活動、休憩、情報交換の場を創出しているか。 ・多目的空間・親水空間ではイベント開催など、こどもも大人も遊べる憩いの場を創出しているか。 ・2025年大阪・関西万博会場となる夢洲方面や、京都方面などへの新たな舟運航路により、淀川流域のにぎわいや、まちの魅力を創出しているか。 ・淀川の自然を守ることの大切さを伝え、現在ある自然豊かな淀川を守る取組を行っているか。	15点
	地域に根 ざしたま ちづくり 活動との 連携形成	・事業対象区域及びその周辺の地域特性を踏まえ、地域の活性化に取り組む企業や団体（地域活動団体を含む）等と協働して、地域に根ざしたまちづくり活動の連携形成に資するような提案がされているか。	15点

事業計画	ハード事業	・飲食店舗や交流のための施設など集客性の高い施設を含み、事業対象区域と一体的に利用でき、周辺住民及び周辺環境への配慮がなされているか。 ・河川との一体的な景観を作り出すとともに、周辺の景観にも配慮がなされているか。 ・ハード事業施設について、出水時の撤去計画を適切に策定しているか。 ・ハード事業施設の利用者の移動時の円滑化に配慮されているか。また、河川敷を通行する人の動線にも配慮されているか。 ・適切なスケジュール、工程となっているか。 ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	15 点
	ソフト事業	・にぎわいの創出を主軸としながら、自然豊かな淀川を観光資源として活かし、淀川河川敷十三エリアのさらなる魅力向上につながる提案がされているか。 ・イベント等の企画は、多様な人々が集える内容になっているか。 ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	15 点
	舟運事業	・2025 年大阪・関西万博の開催時期に合わせた事業計画となっているか。 ・淀川流域のにぎわいや、まちの魅力の創出につながるような事業計画となっているか。 ・本市観光施策の新たな観光資源となり得るような、十分かつ適切な事業計画となっているか。 ・関係法令を遵守し、安全性にも配慮した具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	15 点
管理運営事業	広報及び宣伝	・淀川河川敷十三エリアの魅力の発信や、河川敷への親しみの醸成、利用マナーや過ごし方についての意識啓発に資するような、具体的かつ効果的な広報計画となっているか。	5 点
	事業収支及び人員体制	・提案内容を安定的に運営できる組織体制及び人員体制が組まれているか。 ・本事業に資する業務実績を有しているか。 ・収支計画は提案内容に照らし、妥当なものとなっているか。 ・利用者数、売上の把握方法は確実性があるか。 ・事業の収支計画、工夫した点や効率化を図った内容があるか。	10 点
	リスクへの備え	・事業実施に係るリスクを把握、対応しているか。 ・災害発生時その他緊急時における安全確保、避難誘導、連絡体制が整っているか。 ・水質や自然環境の悪化が生じることのないような計画となっているか。	10 点
合 計			100 点

(4) 審査を行った事業者

RETOWN・類設計室・OneOsaka リバークルーズ事業共同体 全1者

(5) 審査の結果（選定委員の評価点の合計点）

審査項目		事業者A
基本方針 (事業コンセプト)	基本的な考え方	37 点
	地域に根ざしたまちづくり活動との連携形成	32 点
事業計画	ハード事業	34 点
	ソフト事業	31 点
	舟運事業	33 点
管理運営事業	広報及び宣伝	12 点
	事業収支及び人員体制	20 点
	リスクへの備え	15 点
合 計		214 点